

教 総 第 641 号

平成 29 年 6 月 19 日

認定 NPO 法人ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一 様

横浜市教育長 岡田 優子



学校用地の市街化編入は教育軽視について (回答)

この度は、ご意見（平成 29 年 6 月 5 日）をお寄せいただき、ありがとうございます。このことについて、次のとおりお答えします。

学校用地が市街化区域に編入されることにより、学校用地の固定資産税が大幅に増加し、それが授業料の値上げや課外活動環境の悪化につながるのではないかというご意見をいただきました。

財政局固定資産税課に確認しましたところ、地方税法第 348 条第 2 項柱書及び同項第 9 号の規定により、学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産（当該法人が有料で借り受けている固定資産を除く。）については、固定資産税を課することができないとされているとのことでした。

よって、市街化区域に編入されることによって、学校が固定資産税の増税の影響を受けるということはないものと考えます。

なお、都市計画に関するお問い合わせは、建築局都市計画課、また、固定資産税の課税に関するお問い合わせは、学校用地が所在する区の区役所税務課までお問い合わせください。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

担当 教育委員会事務局総務課

電話：045-671-3240

FAX：045-663-5547